

障害福祉サービス事業等

指定申請のてびき

令和4年1月

明石市障害福祉課

この資料は、令和4年1月現在の制度等に基づき作成したものです。今後変更の可能性があることに留意してください。

目 次

概要	1
事業指定にかかる事務手続きについて	1 2
新規指定申請について	1 3
指定等の変更届出について	1 6
休止・廃止の届出について	1 8
介護給付費等算定届について	1 9
※用語の定義	1 9
サービスごとの留意点	2 1
○ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	2 1
○ 短期入所（ショートステイ）	2 8
○ 自立生活援助	3 1
○ 共同生活援助	3 2
○ 重度障害者等包括支援	3 9
○ 相談支援	4 1
● 施設系サービスの共通基準事項等	4 6
○ 療養介護	4 9
○ 生活介護	5 0
○ 自立訓練（機能訓練）	5 1
○ 自立訓練（生活訓練）	5 2
○ 就労移行支援（一般型）	5 3
○ 就労移行支援（資格取得型）	5 4
○ 就労定着支援	5 5
○ 就労継続支援	5 6
○ 障害者支援施設（施設入所支援）	5 7
サービス共通の留意点	5 9
サービス管理責任者について	6 2
巻末資料	
資料1：運営規程の作成に際しての留意事項	
資料2：障害福祉サービス事業等の明石市独自基準	

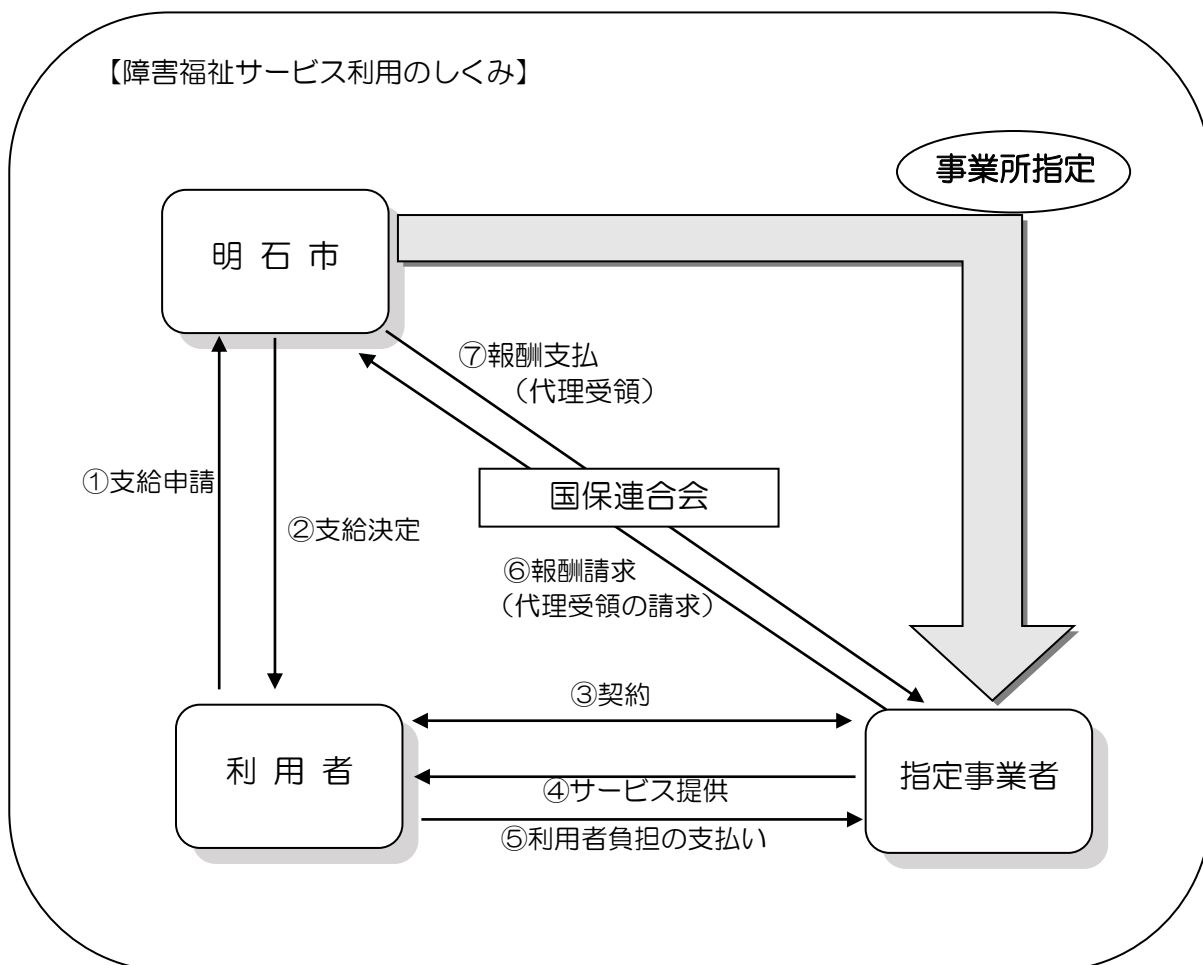
I. 概 要

1. はじめに

障害福祉サービスを利用する障害者・障害児の保護者には、居住地の市町からサービスを利用するための費用として、介護給付費又は訓練等給付費が支給されます（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項。ただし、同条第 4 項の規定により、実際には、この費用は、サービスを提供する事業者による代理受領方式をとりますので、市町から事業者を支払われることとなります）。

また、障害福祉サービス事業を提供する事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」または「法」という。）及び平成 22 年 6 月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」と、その後に公布された関係法令等（以下、「地域主権改革一括法等」という。）の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（政令市又は中核市に所在する事業所については市長）の指定を受ける必要があります。

このたびきは、障害福祉サービス事業の指定を受けるために必要な要件や、手続の方法を説明したものですので、申請を行う前に必ずお読み下さい。



2. 明石市が新たに指定等を行うサービス種類

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以下、「整備法」という。)の施行に伴い、平成24年4月1日から「特定相談支援」「一般相談支援」「障害児相談支援」が新設されました。なお、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスとして実施されていた「児童デイサービス」は、平成24年4月1日より児童福祉法に基づくサービスに変更となりました。その後の平成26年4月1日には障害者総合支援法(障害者自立支援法)の改正が行われ、「共同生活介護」が「共同生活援助」に一元化されました。

また、地域主権改革一括法等に基づき、障害者(児)に対するサービスについての各事業所や施設等の新規指定・指定更新・変更届等の受理等並びに監査等の権限が、平成30年4月に兵庫県から明石市へ移譲されています。

－本市が指定を行うサービス種類－

【介護給付】

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 重度障害者包括支援
- 施設入所支援

【訓練等給付】

- 自立訓練(機能訓練)
- 自立訓練(生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助

【相談支援】

- 特定相談支援
- 一般相談支援
- 障害児相談支援

※移動支援事業(ガイドヘルプ)や日中一時支援事業等の地域生活支援事業については、引き続き本市が指定を行います

3. 指定の要件

指定障害福祉サービス事業者等の指定申請を行う者は、以下の要件を満たす必要があります。

- 法人格を有すること
 - ※療養介護、短期入所は例外あり（病院、診療所に限る）
- 申請者及び管理者が暴力団員等でないこと
- 事業所の運営に暴力団等の支配を受けないこと
- 指定基準を満たし適正な運営が見込めること
- 障害者総合支援法第36条第3項の欠格事由に該当しないこと（下記参照）

※指定を受けようとする場合は「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に要件を満たしていただく必要があります。主な関係法令については、67ページをご覧ください。

【障害者総合支援法第36条（一部抜粋）】

第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係るサービス事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から

起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 申請者が、第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 第八号に規定する期間内に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十三 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第八号から第十一号までのいずれかに該当する者であるとき。

(1) 事業者・施設の責務について (法第 42 条)

- 関係機関との連携を図りつつ、障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じてサービス提供を常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めること。
- 提供するサービスの質の評価を行い、必要な取り組みを行うことにより、サービスの質の向上に努めること。
- 障害者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法（以下「法」という。）又は法に基づく命令を遵守し、サービスを提供すること。

(2) 指定基準について (法第 43 条、第 44 条)

サービス種別毎に以下の3つの視点から、指定基準が定められています。指定を受けた日以降も指定基準を遵守する必要があります。

- 人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）
- 設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）
- 運営基準（サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

地域主権改革一括法等の施行に伴い、これまで厚生労働省令において規定されていた指定基準等は、都道府県・政令市又は中核市の条例に委任されました。本市では平成30年4月1日から次の条例を基準とします。

- 明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年4月1日）
- 明石市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年4月1日）

(3) 最低基準について (法第 80 条)

障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、障害者支援施設については、指定基準とは別に最低基準が設けられており、これらも満たしていただく必要があります。

- 明石市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 明石市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

指定基準・最低基準を満たしていない指定事業所等に対して、本市は改善勧告・改善命令・指定取り消し等の処分を行うことができます。(法第 48 条、第 49 条、第 50 条)

(4) 報酬算定基準について

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成 18 年告示第 523 号)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成 24 年告示第 124 号)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成 24 年告示第 125 号)
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成 24 年告示第 126 号)
- 指定事業所に準ずるものとして、一部のサービスについては、「基準該当事業所」として認められる場合があります。基準該当事業所の規定については後述します。
- 上記基準のほかに告示等が発出されています。事業者として把握しておくことが必要ですので、官報等によりご確認願います。

4. 障害福祉サービス事業等の形態について

(1) 一体型事業所（複数の場所の事業所を一体的に管理運営するもの）

下表の要件を満たし、事業の管理運営やサービス提供に関する指導・監督などが一体的に行われていると見なせるものについては、複数の場所（事業所）で事業を実施している場合でも、同一の事業所として指定することができます。

(1) 利用定員（規模）

- 主たる事業所、従たる事業所の合計で、20人以上（施設入所支援、就労継続支援A型を除く）であること
- 主たる事業所、従たる事業所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること（生活介護・自立訓練・就労移行支援6人、就労継続支援10人）

(2) 人員配置

一つの事業所としての人員配置のほか、直接サービス提供職員はそれぞれ事業所ごとに専従常勤職員を1以上配置していること

(3) 事業運営

- 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- 事業所間で相互支援の体制があること
- 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
- 事務所間の会計管理が一元化されていること

(4) 地域的範囲

主たる事業所と従たる事業所は、同一の日常生活圏域にあって、サービス管理責任者の業務遂行に支障の無い距離にあること。（主たる事業所と従たる事業所の間は、通常の移動手段により概ね30分以内で移動可能な範囲を目安とするが、個別案件により判断するため、事前に相談すること。）

(2) 多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

複数の事業を一体的に組み合わせて行う場合、多機能型としての指定が可能となります。
なお、多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定となります。

(1) 利用定員（規模）

- 多機能型の事業所全体の合計で、20人以上であること
- 事業所それぞれについて、事業ごとに定める最小利用人数以上であること
（生活介護・自立訓練・就労移行支援 6人、就労継続支援 10人）

(2) サービス提供職員の配置

多機能型として実施する事業の利用者の数の合計が20人未満である場合（※）に限り、実施する事業の種類ごとに、利用者の数に応じて配置すべき従業者に係る常勤の規定は課さず、多機能型としての事業所に従事する従業者のうち一人以上を常勤とすることで、その他の従業者については兼務することが可能とすること。

※ 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援支援事業等を一体的に行う場合にあっては、その利用定員を当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

(3) サービス管理責任者の配置

多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置する。

(4) 設備

サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能とする。

【自立支援給付費について】

多機能型の報酬単価は、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定されます。
ただし、加算は各サービスの定員に応じた定員区分により算定されます。

(3) サービス提供単位

サービス提供職員の配置基準は、原則として、事業所ごとに利用者全体の平均障害支援区分に基づき設定するが、障害の程度に応じて、専門性の高い支援を行えるよう一定の要件を満たす場合は、同一事業所内において、複数の「サービス提供単位」を設けることを可能とする。

(1) 対象事業

人員配置算定に障害支援区分を導入している療養介護、生活介護、施設入所支援

(2) サービス提供単位の考え方

ア、原則は、1つの事業所に1単位

イ、ただし、下記判断基準の全てを満たしている場合は、複数のサービス提供単位を認め、当該サービスごとに平均障害程度区分を算定する。

(3) サービス管理責任者の配置に関する指定要件

事業所全体の総利用者に応じて必要な数を配置

(4) 自立支援給付費

事業所全体の定員規模により算定する。ただし、人員配置体制加算は、当該サービス提供単位の定員規模により算定する。

【判断基準】

- サービス提供単位ごとにサービス提供職員の勤務体制が確保されている。
- 同一時間帯について、複数のサービス提供単位ごとに利用者が区分されている。
- 設備構造上、サービス提供単位ごとに完結している。
- サービス提供単位ごとに利用者の障害種別が異なり、単位ごとに異なるプログラムが提供されている、又は、同一障害種別の場合は、日中・夜間を通じ異なる内容のプログラムが提供されている。
- 各サービス提供単位の最小利用人員はサービスの質を確保する観点から、事業として運営できる最小人員とする。(療養介護及び生活介護 20 人、施設入所支援 30 人)

5. 基準該当事業所

基本的な考え方は、次のとおりです。

【障害者総合支援法関係条文抜粋】

(特例介護給付費又は特例訓練等給付費)

第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第2号に規定する基準該当障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。

① （略）

② 支給決定障害者が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス（次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。）を受けたとき。

イ 第43条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所（以下「基準該当事業所」という。）

ロ 第44条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う施設（以下「基準該当施設」という。）

2 （略）

3 （略）

つまり、基準該当障害福祉サービスとは、指定障害福祉サービス事業所としての指定を受けるべき要件（人員、設備及び運営に関する基準）のうち、一部を満たしていない事業者で、一定の基準（※）を満たすサービスの提供を行うものについて、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の対象とすることにより、多様な事業者の参入を可能とし、地域においてきめ細かなサービス提供を可能とするものです。

基準該当サービス事業所の登録については、地域のサービス需給状況等を総合的に勘案した上で必要と判断した場合に限り行うこととされています。

※ 基準該当の基準についても、サービス種別毎に定められています。内容については、以下の条例・省令を参照して下さい。

- 明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

【基準該当障害福祉サービスの規定が設けられているサービスの種類】

- ・ 居宅介護
 - ・ 重度訪問介護
 - ・ 同行援護
 - ・ 行動援護
 - ・ 生活介護
 - ・ 短期入所
 - ・ 自立訓練（機能訓練）
 - ・ 自立訓練（生活訓練）
 - ・ 就労継続支援B型
- 基準該当障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にかかる費用は、指定障害福祉サービスにかかる費用の85%相当の額とされています。
- 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年9月29日厚生労働省告示第539号）

6. 共生型サービス

平成 29 年の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、

- ・ 障害者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする
- ・ 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用

という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が、障害者総合支援法、介護保険法及び児童福祉法にそれぞれ位置付けられました。（障害者総合支援法第 41 条の 2）

これは、上記 3 法のいずれかのサービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたものです。

（介護保険サービス等の指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の同種サービスの指定をうけることが可能）

【共生型サービスの規定が設けられている障害福祉サービスの種類】

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 自立訓練（生活訓練）

【その他留意事項】

- 共生型サービスに係る指定の申請方法については、既存の指定障害福祉サービス等に係る申請書と同様の記載事項としつつ、3 法で共通する項目の一部につき、既に指定権者に提出している事項と変更がない場合には、申請書の記載又は書類の提出を省略・簡素化できます。
- 共生型サービスにかかる報酬の額は、本来の障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬とは区別し、基準該当サービスを参考に設定されています。
（但し、居宅介護・重度訪問介護の共生型サービスについては、本来の報酬と同様の額を設定）

II. 事業指定にかかる事務手続きについて

1. 新規指定

新たに事業を開始する事業者は、「III 新規指定申請について」により申請を行ってください。

指定はサービス種類ごとに行いますので、既に指定を受けている事業者であっても、他のサービス種類の事業を行う場合は、あらためて指定申請を行う必要があります。

2. 指定変更

指定障害福祉サービス事業者は、ほかに当該事業所の名称及び所在地その他法令等で定める事項に変更があったときは、その旨を 10 日以内に市長に対して届け出なければならないとされています。指定障害者支援施設についても設置者の住所その他法令等で定める事項に変更があった場合は、10 日以内に市長に届け出なければならないとされています。ただし、一部、事前の変更申請が必要なものがあります。

具体的な手続方法については、「IV 指定等の変更届出について」を参照してください。

3. 廃止・休止

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定にかかるサービスの事業を休廃止するときは、休廃止の 1 箇月前までに市長に届け出なければならないとされています。

具体的な手続方法については、「V 廃止・休止等の届出について」を参照してください。

Ⅲ 新規指定申請について

1. 指定申請のスケジュール

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月1日指定を基本とします。申請受付後、休庁日を除く30日程度（補正に要する期間は除く、実日数にして45日程度）で審査及び指定手続きを行いますので、指定申請書類は、事業開始予定日の前々月15日までに提出してください。

また、日中活動系サービス及び障害者支援施設の指定にあたっては、事業実施内容等について事前協議を要しますので、審査担当者（「5. 申請受付と審査機関」を参照）と日程調整の上、遅くとも事業開始予定日の前々月の1日までに事前相談の予約を済ませてください。事前相談の際には、指定申請事前相談シート及び事業予定物件の平面図が必要です。

2. 提出書類

- 申請の際に必要な書類は、主として①申請書、②付表、③参考様式、④添付資料ですが、サービス種類毎に異なりますので、「提出書類一覧」を参照してください。
- 申請様式はホームページに掲載しています。

3. 申請書類の作成と手順

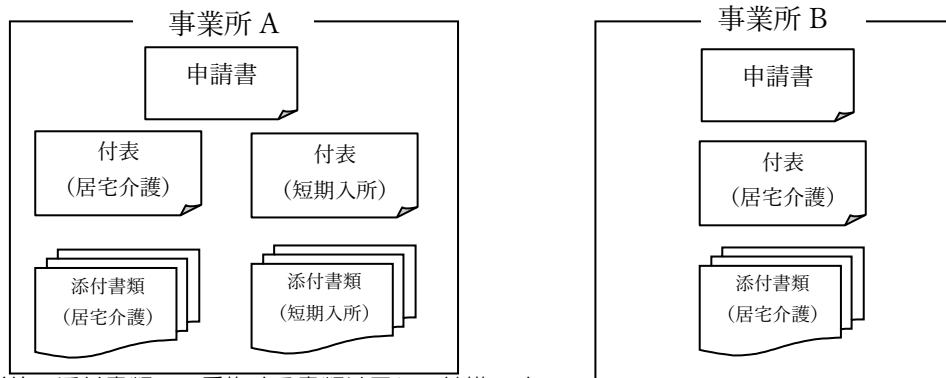
- (1) 事業所ごとに申請書を作成し、必要事項を記入する。
- (2) 指定申請を行うサービスの種類ごとの付表に必要事項を記入する。
- (3) サービスの種類ごとに必要な添付書類を作成・準備する。

* 書類については、特段の定めがない限り日本産業規格A4型とします。

* 申請書類は、正副2部を作成し、副本は申請者において保管して下さい。

【申請書類作成例】

ある法人が2つの事業所で事業を行い、かつ、うち一方の事業所で複数の種類のサービスを行う場合、



※ 1事業所単位の添付書類で、重複する書類は写しで結構です。

※ 1事業所単位で居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の申請を行う場合、申請書は1部で結構です。

4. 申請方法

- 申請前に事前相談が必要です。事業開始予定日の前々月の1日までに、電話により日時を予約してください。(予約がなければ対応できない場合があります)
- 申請書類、その他必要書類を全て揃えた上で持参又は郵送で提出してください。書類が揃っていない場合は、受付できないことがありますのでご注意ください。

5. 申請受付と審査機関

- 申請受付後は、休庁日を除く30日程度(補正に要する期間は除く。)で審査を行います。
- 申請受付と審査は、明石市役所障害福祉課で行います。

6. 障害福祉サービス事業等開始届について

障害者総合支援法第79条の規定に基づき、障害福祉サービス事業を開始するにあたっては、指定申請とは別に、「障害福祉サービス事業等開始届」の届出を本市に行う必要があります。

(1) 届出の対象となる事業

ア. 障害福祉サービス事業

- イ. 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- ウ. 移動支援事業
- エ. 地域活動支援センター事業
- オ. 福祉ホーム事業

(2) 届出様式

障害福祉サービス事業等開始届

※ 届出先は、前記5と同じです。

7. 障害者支援施設設置届について ※障害者支援施設のみ

社会福祉法第62条の規定に基づき、障害者支援施設を設置し、その事業を開始するにあたっては、施設入所支援等の指定申請とは別に「障害者支援施設設置届」の届出を本市に行う必要があります。

また、社会福祉法人以外の法人が、障害者支援施設を設置し、その事業を開始するにあたっては、施設入所支援等の指定申請とは別に、その開始前に本市の許可を受ける必要があります。

設置の届出や許可申請を行うにあたっては、事前の協議が必要です。事前協議は、施設の基本設計等の計画段階から行ってください。

8. 指定

- 審査の結果、基準を満たすと判断された事業者は、指定障害福祉サービス事業者として指定します。
- 指定は原則として、毎月1日です。指定日より事業開始が可能です。
- 指定にあたっては、指定日や事業所番号が記載された指定通知書を送付します。

9. その他

- 運営規程の内容については、明石市の独自基準を定めています。巻末資料1を参考に、運営規程に盛り込むようお願いいたします。
- 指定された事業者の情報については、報酬の審査・支払のため、兵庫県を通じて国民健康保険団体連合会に提供されます。その際には、行政専用のセキュアなネットワークであるLGWAN-ASPサービスを使用した障害者自立支援法指定事業者管理システムを使用します。
- 事業所の情報は、WAM-NET等に掲載し、市民に広く情報を提供します。WAM-NETへの事業所情報の登録は指定審査終了後に可能になります。
- 令和4年1月1日現在、障害福祉サービスの指定に係る手数料の徴収は行っていません。
- 今後の厚生労働省からの通知や変更のお知らせ等は、特に重要なものを除き、明石市のホームページによりお知らせしますので、定期的に確認するようにしてください。

IV. 指定等の変更届出について

どのような場合に変更届出が必要になるかについては、サービスの種類によって異なりますが、指定申請の際に指定申請書及び各種付表に記載した事項について変更があった場合には届出が必要になります。

また、介護給付費等算定届にかかる変更についても届出が必要となります。

1. 指定内容に関する変更（変更日から10日以内）

変更届出が必要な代表的な例は、以下のとおりです。

- 事業所・施設の名称が変更になった場合
- 申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等が変更になった場合
- 申請者の定款、寄付行為、条例等が変更になった場合
- 管理者、サービス提供責任者の氏名、経歴及び住所が変更になった場合
- 運営規程等が変更になった場合
- 主たる対象者が変更になった場合 等

注) 事前連絡が必要なものについては、変更予定日の1か月前までに届出をお願いします。変更にあたって事前連絡が必要なものは以下のとおりです。これらの事項を変更する場合は、変更の予定日が決まり次第、障害福祉課にご連絡ください。

- 事業所の所在地を変更する場合（移転）
- 事業所の平面図並びに設備の概要を変更する場合
- 従たる事業所を追加又は移転する場合（生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の定員増加を伴う追加は指定変更申請が必要。※指定変更申請は、変更日の前々月15日までに届け出なければなりません）
- 共同生活住居（サテライト型住居）を追加又は移転する場合
- 利用定員が増加する場合（生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の定員増加を伴う追加は指定変更申請が必要。※指定変更申請は、変更日の前々月15日までに届け出なければなりません）
- 共同生活援助事業の種類を変更する場合
- 短期入所事業の種別を変更する場合

注) 事業所を移転、従たる事業所を追加又は移転、共同生活住居（サテライト型住居）を追加又は移転する場合は、変更日までに防火対象物使用開始届出書（副本）の写しを提出してください。

【指定変更申請が必要な場合】（変更日から遡って45日前までに）

以下の場合には、指定の変更を申請する必要があります。

①指定障害福祉サービス事業者が、「生活介護」及び「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」の障害福祉サービスの量を増加しようとするとき（定員が増加するとき）

※減少させる場合は、運営規程に定める利用定員が変更になるため、指定内容に関する変更の届出を行えば足ります。

②指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、または入所定員（施設障害福祉サービスの「施設入所支援」及び「生活介護」に限る。）を増加しようとするとき
※入所定員の減少、「施設入所支援」及び「生活介護」以外の施設障害福祉サービスの増加は、運営規程に定める利用定員が変更になるため、指定内容に関する変更の届出を行えば足ります。

- なお、申請に伴う手続きについては、新規指定と同じ書類が必要になります。（「Ⅲ 新規指定申請について」をご参照ください。）
- ただし、添付書類で変更内容に関わらないものは省略することができます。
（例：法人定款・登記簿謄本、管理者等の経歴書、欠格事項に関する誓約書、協力医療機関との契約内容等）

2. 介護給付費等算定届に関する変更

介護給付費等算定届にかかる変更は、変更届の提出時期により、加算項目等の算定開始時期に影響しますので、注意してください。

【算定開始時期の取扱い】 ※下記は原則であり、これらによらない場合があるので注意

(1) 加算等の算定される単位数が増える場合

- ① 届出が月の15 日以前に行われた場合…翌月から算定開始
- ② 届出が月の16 日以降に行われた場合…翌々月から算定開始

(2) 加算等の算定される単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る（又は算定されなくなる）事実が発生した日から算定を行わないものとする。

3. 変更届出に必要な書類及び届出先

「変更届出書」（様式第2号）または「指定変更申請書」（様式第1号の2）に必要事項を記入の上、変更があった事項に関連する書類を添付し、担当部署まで提出してください。なお、届出先は新規申請時と同じです。（14 頁参照）

4. 障害福祉サービス事業等変更届について

障害者総合支援法第79 条の規定に基づき、障害福祉サービス事業内容等の変更にあたっては、変更申請とは別に、「障害福祉サービス事業等変更届」の届出を本市に行う必要があります。

（1）届出の対象となる事業

- ア. 障害福祉サービス事業
- イ. 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- ウ. 移動支援事業

エ. 地域活動支援センター事業

オ. 福祉ホーム事業

(2) 届出様式

障害福祉サービス事業等変更届

※ 届出先は、前記3と同じです。

5. 障害者支援施設設置届の変更届について ※障害者支援施設のみ

社会福祉法第63条の規定に基づき、障害者支援施設の設置を届け出た者において、その内容に変更が生じた場合、施設入所支援等の変更申請等とは別に、「障害者支援施設変更届」の届出を本市に行う必要があります。

また、障害者支援施設の設置許可を受けた者において、その内容に変更が生じた場合は、施設入所支援等の変更申請等とは別に、その変更内容について本市の許可を受ける必要があります。

変更の届出や変更許可申請を行うにあたっては、事前の協議が必要な場合があります。事前協議は、増築等における施設の基本設計等の計画段階から、明石市役所障害福祉課と行ってください。

V 休止・廃止の届出について

1. 障害福祉サービス事業等廃止・休止届について

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定にかかるサービスの事業を休廃止するときは、休廃止の1箇月前までに市長に届け出なければなりません。

「廃止・休止・再開届出書」（様式第3号）及び「障害福祉サービス事業等廃止・休止届」に必要事項を記入の上、サービス事業等の担当部署（14頁参照）に提出してください。

2. 障害者支援施設廃止届について ※障害者支援施設のみ

障害者支援施設を経営する者が、その事業を廃止するときは、廃止の1箇月前までに「障害者支援施設廃止届」を提出する必要があります。

事業の廃止にあたっては、入所者の処遇等の調整が必要な場合がありますので、事業廃止の検討段階から市と協議する必要があります。

VI. 介護給付費等算定届について

給付費を算定するにあたっては、あらかじめ加算項目等を「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」（様式第5号）等によって明石市に届け出る必要があります。

届出が必要な項目については、市ホームページにて記載の「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）」を参照してください。

【介護給付費等算定届と請求について】

介護給付費等の請求においては、本市が介護給付費等算定届の内容（報酬区分や体制加算等）を事業者情報として支払事務委託を行っている国保連合会に提供します。

国保連合会では、事業所から提出された請求データと、本市から提出された事業者情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があるとエラーと判定され、返戻となります。

届出を行う際は、各加算等の算定要件をよく確認いただき、請求の際には届出の内容に沿って行っていただく必要があります。また、届出の内容に変更があった場合には、速やかに変更の届出を行っていただく必要があります。

【用語の定義】

用語	定義
利用者	障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
支給決定	法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
支給決定障害者等	法第5条第22項に規定する支給決定障害者をいう。
支給量	法第22条第7項に規定する支給量をいう。
受給者証	法第22条第8項に規定する受給者証をいう。
支給決定の有効期間	法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
指定障害福祉サービス事業者	法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
指定障害福祉サービス事業者等	法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
指定障害福祉サービス	法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
指定障害福祉サービス等	法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」	原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間数とは、従業員の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護及び生活介護については、サービス単位ごとの提供時間）をいい、当該従業員の常勤・非常勤の別を問わない。

常勤換算方法	<p>指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。</p> <p>【小数点の取り扱いについて】</p> <p>① 常勤換算をする場合 必要な員数について、確保すること。</p> <p>ア 基準人数算出 利用者数を除した数の小数点第2位以下を切り捨てる。</p> <p>イ 従業者常勤換算 従業者の勤務延時間数を、当該法人の常勤の従業者が従事すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間とする。）で除した数を小数点第2位以下について切り捨てる。</p> <p><計算例></p> <p>○ 基準人数算出 当該法人の常勤従事者の週あたり勤務時間が40時間、利用者数20人の事業所で、基準上利用者数を6で除した数以上の員数を必要とする場合 基準人数算出 $20 \text{ 人 (利用者数)} \div 6 = 3.333 \dots \rightarrow 3.3 \text{ 人 (基準人数)}$ 必要勤務時間数 $40 \text{ 時間/週} \times 3.3 \text{ 人 (基準人数)} = 132 \text{ 時間/週 (必要勤務時間数)}$</p> <p>○ 従業者常勤換算 当該事業所の予定勤務体制が、勤務時間延べ135時間/週（週40時間勤務従業者2名、週30時間勤務従業者1名、週25時間勤務1名）の場合 従業者常勤換算 $135 \text{ 時間} / 40 \text{ 時間} = 3.375 \dots \rightarrow 3.3 \text{ 人 (常勤換算)}$ ⇒ ゆえにこの場合、人員基準を満たしていることとなる。</p> <p>② 常勤換算をしない場合 ● 基準上必要な員数について、端数は切り上げ、確保すること。</p>
勤務延べ時間数	<p>勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業者一人につき、勤務時間延べ数に参入することができる時間は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。</p>
常勤	<p>指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。</p> <p>当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たす。</p>

Ⅶ. サービスごとの留意点

障害福祉サービス毎に指定基準の留意点を以下に記載していますので、指定申請にあたって参考としてください。詳細は、指定基準等をご確認ください。

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

1. サービスの種類

(1) 居宅介護の内容

身体介護	障害者等につき、居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護等
家事援助	障害者等につき、居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事等
通院等介助	障害者等につき、通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助
通院等乗降介助	障害者等につき、通院等のため、ヘルパー等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて行う、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助

(2) 重度訪問介護の内容

重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者につき、下記の介護等を総合的に行う。

- ・ 居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護
- ・ 居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事
- ・ 居宅において行う生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- ・ 外出時における移動中の介護

(3) 同行援護の内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜の供与を行う。

(4) 行動援護の内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

2. 人員配置基準について

(1) 指定基準

◆ 管理者1人（常勤・専従）

- ・ 管理業務に支障がないと認められる場合には他の職務との兼務可

◆ サービス提供責任者1人以上（常勤・専従）

- ・ 下記により算定した数のいずれか低い方の基準以上

ア) 当該事業所のサービス提供時間が概ね450 時間又はその端数を増す毎に1人以上

イ) 当該事業所の従業者の数が10 人又はその端数を増す毎に1人以上

ウ) 利用者の数が40 人又はその端数を増すごとに1人以上

エ) 上記ウの規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3 名以上配置し、かつサービス提供責任者の業務に主として従事する者を1 名以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、利用者の数が50 人又はその端数を増す毎に1 人以上とすることができる。

※ア、イは介護保険にはない障害福祉サービス事業所のための基準

◆ ヘルパー2. 5人以上（常勤換算）

(2) その他

- 重度訪問介護、同行援護及び行動援護も共通の基準ですが、例えば1事業所で居宅介護と行動援護の両方の指定を受けようとする場合は、従業員の兼務が可能であるため、別々に人員を配置する必要はありません。
- 介護保険の訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を併せて行う場合も、従業員の兼務が可能であり、別々に人員を配置する必要はありません。
- ただし、同行援護及び行動援護については、サービス提供責任者やヘルパーが一定の要件を満たす必要がありますので、次ページの「3 ヘルパーの資格要件について」を参照して下さい。
- サービス提供責任者の配置については、一部要件が緩和されています。

※ 常勤要件の緩和（平成21 年4 月～） 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護共通

ア 事業所ごとに常勤・専従の者を事業の規模に応じて1人以上配置する。

イ 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする。

ウ 指定基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として1人分のみの常勤換算を可能とする。

エ 指定基準上、5人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、当該事業所のサービス提供責任者の3分の2以上を常勤の者とする。

オ 非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、当該事業所の常勤の従業者の勤務すべき時間数の2分の1に達していること。

※ 重度訪問介護における要件の緩和（平成21 年4 月～）

ア 当該事業所の月間延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が1,000 時間又はその端数を増すごとに1人以上

イ 当該事業所の従業者の数が20 人又はその端数を増すごとに1人以上

ウ 当該事業所の重度訪問介護の利用者数が10 人又はその端数を増すごとに1 人以上

3. ヘルパーの資格要件について

(1) サービス提供責任者

指定事業所毎に常勤の従業員であって、下記の資格を有し、専ら居宅介護等の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者の配置が必要です。

サービス種別	資格要件 介護福祉士	養成研修修了者(各研修に相当する研修を含む)							その他
		実務者研修	介護職員 初任者研修※2 居宅介護 職員初任者研修※1	介護職員 基礎研修	居宅介護 従業者養成研修(1級) 訪問介護員(1級)	居宅介護 従業者養成研修(2級) 訪問介護員(2級)	同行援護従業者 養成研修(一般+応用)	行動援護従業者 養成研修※3	
居宅介護	○	○	※4	○	○	※4			
重度訪問介護	○	○	※4	○	○	※4			※5
同行援護※6	△	△	※4	△	△	※4	○		※7
行動援護※8	△	△	※4	△	△	※4		△	

※1 看護師・准看護師・保健師・助産師は、居宅介護職員初任者研修修了者とみなす。3年以上の実務経験は要件としない。

※2 介護員養成研修修了者は、介護職員初任者研修修了者とみなす。

※3 強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)を修了した者及び平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む

※4 実務経験3年以上(居宅介護では30%減算、将来的に廃止される予定)

※5 特にやむを得ない事情があると認められる場合には、サービス提供職員(ヘルパー)のうち、相当の知識と経験を有する者

※6 同行援護のサービス提供責任者の資格要件については26ページ参照

※7 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

※8 行動援護のサービス提供責任者の資格要件については27ページ参照

【実務経験年数について】

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間(職員であった期間)が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

例) 1年以上(180日以上)、2年以上(360日以上)、3年以上(540日以上)

(2) サービス提供職員（ヘルパー）

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）

資格要件 サービス種別		介護福祉士	養成研修修了者(各研修に相当する研修を含む)								みなし証明者※3	その他	経過措置	
			実務者研修	居宅介護職員初任者研修	介護職員初任者研修	介護職員基礎研修	訪問介護員(1・2級)	居宅介護従業者養成研修(1・2級)	訪問介護員(3級)	居宅介護従業者養成研修(3級)				障害者居宅介護従業者基礎研修
居宅介護	身体介護	○	○	○	○	○	※4	※4			※7	※4		
	家事援助	○	○	○	○	○	※5	※5	○		※5	※5		
	乗降介助	○	○	○	○	○	※5	※5			※5	※5	※8	
重度訪問介護		○	○	○	○	○	○	○			○			※9
同行援護※10		△	△	△	△	△	※6	※6				※6		
行動援護※11		△	△	△	△	△					△			

※1 サービス提供責任者の※3と同じ

※2 強度行動障害支援者養成研修（基礎）を修了した者及び平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。なお居宅介護を行うことができるのは、市町がやむを得ないと認める場合のみ。

※3 「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを都道府県知事が証明した者をいう。

※4 報酬は、身体介護の報酬の30%減算

※5 報酬は、家事援助又は乗降介助の報酬の10%減算

※6 報酬は、同行援護の報酬の10%減算

※7 重度訪問介護の報酬を算定（3時間以上の場合は、635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数）

※8 平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了したもの

※9 当分の間、平成18年9月30日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有するものであって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者についても従事することを可能とする。

※10 同行援護のサービス提供職員の資格要件については26ページ参照

※11 行動援護のサービス提供職員の資格要件については27ページ参照

4. 指定重度訪問介護事業者にみなされる取扱いについて

指定基準43条により、指定居宅介護事業者は、例え指定申請を行わなくても指定重度訪問介護事業者とみなされることとなっています。

ただし、重度訪問介護の指定を不要とする申し出を行った場合は、指定を受けないことができますので、担当者にご相談下さい。

なお、重度訪問介護事業者にみなされる取扱いは指定事業者のみで、基準該当居宅介護事業者は、基準該当重度訪問介護事業者にみなされる取り扱いはありません。

5. 通院等乗降介助の提供について

通院等乗降介助を行う場合は、居宅介護事業所を運営する法人が、道路運送法の事業許可（次のア～オのいずれかの許可）を受けていることが要件となります。

- ア 道路運送法第4条許可（一般乗用旅客自動車運送事業の許可）
- イ 道路運送法第4条許可（患者等輸送サービスに限定した一般乗用旅客自動車運送事業の許可）
- ウ 道路運送法第43条許可（特定旅客自動車運送事業の許可）
- エ 道路運送法第78条第3号許可（自家用自動車有償運送の許可）
- オ 道路運送法第79条許可（福祉有償輸送及び過疎地有償運送の登録）

上記要件を満たし、通院等乗降介助のサービスを提供する場合は、指定申請時に下記の書類を併せて提出する必要があります。

- ア 「通院等のための乗車又は降車の介助」の算定に係るサービス提供体制等について
- イ 運営規程 * 「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う場合には、指定居宅介護の内容として運営規程に明示しなければならないこととされている。
- ウ 道路運送法の許可書の写し

なお、通院等乗降介助の指定にあたっては、指定基準とは別に以下の事項についても総合的に勘案した上で判断されますので、あらかじめご承知おきください。

- ① 当該地域における「通院等のための乗車又は降車の介助」を伴う移送サービスの供給状況
- ② 当該事業所のサービス提供体制
- ③ 市町との連携体制の確保状況 等

【関係通知】

「通院のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について
(平成16年9月29日障障発第0929001号)

6. 平成25年度以降の居宅介護従事者に係る養成研修について

平成25年度よりヘルパー研修が下記のとおりとなっています。

旧の研修終了者は、新の研修修了の要件を満たしていると取り扱います。

旧	新 (H25～)
居宅介護従事者養成研修1級、2級	居宅介護職員初任者研修
訪問介護員養成研修1級、2級 介護職員基礎研修	介護職員初任者研修
居宅介護従事者養成研修3級	障害者居宅介護従事者基礎研修

同行援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

1 サービス提供責任者の資格要件

・介護福祉士
・実務者研修修了者
・介護職員基礎研修修了者
・居宅介護従業者養成研修1級修了者
・居宅介護従業者養成研修2級修了者
又は初任者研修修了者で3年以上の実務経験のある者

+

同行援護従業者養成研修
(一般課程+応用課程)の修了者

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

2 従業者(サービス提供職員)の資格要件

同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者

※ 明石市では、以下のいずれかの研修修了者については、上記一般課程の修了者とみなす

- ① 視覚障害者移動介護従業者養成研修
(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)
- ② 視覚障害者移動支援従業者(ガイドヘルパー)養成研修
(平成18年3月31日厚生労働省告示209号)

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者

+

1年以上の視覚障害に関する実務経験
(直接処遇)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

又は

盲ろう者向け通訳・介助員 ※令和6年3月31日までの間の暫定措置

(令和3年3月31日において、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者)

- 同行援護に係る人員配置上の経過措置は平成30年3月末をもって終了しました。

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

平成27年4月より行動援護従業者養成研修が必須化されています。

経過措置は令和3年3月31日まで延長されています。

1 サービス提供責任者の資格要件

行動援護従業者養成研修の修了者

+

知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有する者

経過措置（令和6年3月31日まで）

・介護福祉士
・実務者研修修了者
・介護職員基礎研修修了者
・居宅介護従業者養成研修1級修了者
・居宅介護従業者養成研修2級修了者
又は初任者研修修了者で3年以上の実務経験のある者

+

令和3年3月31日において、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事経験を有する者

2 従業者（サービス提供職員）の資格要件

行動援護従業者養成研修の修了者

+

知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者

経過措置（令和6年3月31日まで）

居宅介護従業者の要件を満たす者

+

令和3年3月31日において、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者

研修の取り扱いについて

行動援護従業者養成研修と強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）について、一方の研修修了者は、もう一方の研修修了者とみなします。

短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護をする者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間入所させ、入浴・排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

区分	福祉型	福祉型強化	医療型
実施施設	指定障害者支援施設等 ①指定障害者支援施設 ②児童福祉施設 ③その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設（共同生活援助事業所も含む）		病院、診療所、介護老人保健施設
宿泊の有無	宿泊あり（日帰り不可）		日帰り・宿泊いずれも可
対象者	以下の①②のいずれかに該当 ① 障害支援区分が区分1以上である障害者 ② 障害児支援区分が区分1以上の障害児		遷延性意識障害児・者、 筋萎縮性側索硬化症等の 運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等
		かつ③に該当 ③以下のいずれかに該当 （第556号告示別表第1） (1)レスピレーター管理 (2)気管内挿管、気管切開 (3)鼻咽頭エアウェイ (4)O ₂ 吸入又はSspO ₂ 90%以下の状態が10%以上 (5)6回/日以上頻回の吸引 (6)ネブライザー6回/日以上又は継続使用 (7)IVH (8)経管（経鼻・胃ろうを含む） (9)腸ろう・腸管栄養 (10)持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） (11)継続する透析（腹膜灌流を含む） (12)定期導尿3回/日以上 (13)人工肛門	

福祉型強化短期入所の報酬を算定するためには、看護職員（保健師又は看護師もしくは准看護師）を常勤で1以上配置する必要があります。

【利用日数の適正化（平成30年4月～）】

- ・ 長期（連続）利用日数は30日までが限度です。（現利用者には1年間の猶予期間あり）連続30日の利用後、1日以上利用しない期間があれば、再度30日以内の利用が可能です。
- ・ 年間利用日数は、180日を目安として計画相談支援の指定基準に位置付けられています。
- ・ やむを得ない事情がある場合には、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めても差し支えありません。

1. 短期入所サービスの類型別指定基準

短期入所サービスの類型は、以下のとおりです。それぞれの類型に応じて、人員・設備基準が定められています。入所型の施設で併設型の指定を受けようとする場合は、空床型の指定も併せて申請することをご検討ください。

区分	併設型	空床型	単独型
概要	指定障害者支援施設等に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設等と一体的に運営を行う事業所	利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所	指定障害者支援施設等以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所事業を行う事業所（「併設型」「空床型」以外）
人員基準	従業者 当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の合計数を入所者とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上	当該施設の入所者数及び当該指定短期入所事業の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上	ア 他事業所等(入所を除く)において行う短期入所であって、当該他の事業等のサービス提供時間における生活支援員の数 他事業所等の利用者数及び当該指定短期入所事業の利用者数の合計数を当該他事業所等の利用者とみなした場合に、当該他事業所等として必要とされる数以上 イ 上記以外の場合における生活支援員の数 ・当該日の利用者数が6名以下 1以上 ・当該日の利用者の数が7名以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
	管理者 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)		
設備基準	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる。	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる。	<p><居室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の居室の定員は、4人以下とすること。 ・地階は不可。 ・利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8平方メートル以上とすること。寝台又はこれに代わる設備を備えること。ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 <p><食堂></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供に支障がない広さを有すること。必要な備品を備えること <p><浴室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること。 <p><洗面所、便所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階毎に設けること。利用者の特性に応じたものであること。

2. 短期入所（単独型）指定基準

短期入所サービス（単独型）の指定基準は、1に示すほか、以下のとおり取り扱います。

(1) 人員基準

- (2)で定めるサービス提供時間を通じて生活支援員を1以上配置が必要です（他事業所等で行う場合の当該他事業所等のサービス提供時間を除く）。

(2) 運営基準

- 「営業日」「営業時間」として、利用の受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」として、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ定めることができます。これらは運営規程に記載してください。
- 上記の定めにより、営業日等を限定することは差し支えありません。ただし、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に提供する短期入所の趣旨を踏まえ、下記運営規程（記載例）を参考に、利用者等の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努めてください。

〔運営規程（記載例）〕

（営業日及び営業時間等）

第〇条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。
 - (3) サービス提供日 ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。
 - (4) サービス提供時間 午前○時から午後○時までとする。
- 2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 3 サービスの提供にあたっては、第1項の(3)及び(4)に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

※ 「営業日」「営業時間」は、利用の受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載する。なお、日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載する。

自立生活援助

障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する知的・精神障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力を補う観点から、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言など適時のタイミングで適切な支援を行います。（直接的な介護の提供は行いません）

1. 対象者

- (1) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに行こうとした障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- (2) 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（＊）
- (3) 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者（＊）

＊自立生活援助による支援が必要な者 → 障害者の状態や生活環境等を踏まえ判断

- 例）
- ・障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等で、理解力や生活力を補う観点から、支援が必要と認められる場合
 - ・人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合
 - ・市長審査会の個別審査で必要性を判断した上で適当と認められる場合 等

※(1)のうち退所・退院してから1年以内の者はより単価の高い報酬区分を算定する

2. 指定基準

(1) 人員基準

- ・管理者
- ・サービス管理責任者 30：1
- ・地域生活支援員 1人以上（常勤換算による必要な員数の配置は不要）

利用者25人に対して1人を標準（30人を超えた場合、報酬減）

- 業務に支障がない場合は他の職務の兼務可

(2) 運営基準

・実施主体は、「指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であること」を要件としています。

・自立生活援助計画に基づき、概ね週1回以上、利用者の居宅を訪問し、必要な支援を行わなければなりません。

→ 報酬算定にあたっては、地域生活支援員が月2回以上訪問することを要件

・利用者の状況に応じて、携帯電話等により直接利用者又はその家族等と常時の連絡体制を確保しなければなりません。

共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行う。

1. 対象者

障害者（但し、身体障害者においては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る）

2. 共同生活援助の運営形態

(1) 介護サービス包括型

生活支援員を配置し、グループホーム事業者が介護サービスを提供

(2) 外部サービス利用型

世話人のみ配置し、介護の提供は外部の指定居宅介護事業者に委託

- ・事前に業務委託契約の締結が必要
- ・運営規程に、受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地の明記が必要

(3) 日中サービス支援型

生活支援員・夜間支援従事者等、常時1人以上の職員を配置し、グループホーム事業者が、昼夜を問わず介護サービスを提供

● サテライト型住居

単身で暮らしたいというニーズに応えるため、本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される、定員1名のサテライト型住居の設置が可能

- ・原則3年の間に一般住宅等へ移行できるように支援

3. グループホームの体験利用

長期の入所・入院から地域生活に移行する場合や、家族と同居しているが将来的にグループホームへの入居を検討している場合等における、短期間の体験利用が可能です。

- ・通常の利用と同様に、市町の支給決定等の手続きが必要。
- ・一時的な利用として、1回あたり連続30日以内かつ年50日以内に限る。
- ・定員の範囲内での実施。通常の利用者不在時に、当該利用者の居室を体験利用に供することはできない。

4. グループホームにおけるホームヘルプの利用

グループホーム入居者が居宅介護の支給決定を受けてホームヘルプを利用することは原則としてできませんが、介護サービス包括型・日中サービス支援型においては、次の場合は、例外的にホームヘルプを利用することが認められています。

(1) 個人単位でのホームヘルプサービス利用（平成33年3月末までの経過措置）

重度の障害者が利用するグループホームにおいて、食事や入浴、排せつ時に複数の支援員による対応が必要な場合など、一時的に職員の加配が必要となる状況があることから、下記の要件により個人単位でのホームヘルプの利用が可能です。

対象者	区分4以上、かつ、「個別支援計画への位置づけ」及び「市町の認定」を受けた者
報酬及び加算	居宅介護等を利用した日は、通常の報酬単価よりも低い「個人単位で居宅介護等を利用する場合」の単価を適用。居宅介護等を利用しない日は通常の報酬単価を適用
人員配置基準	<ul style="list-style-type: none">● 生活支援員…ホームヘルプ利用者は通常の利用者の1/2の生活支援員の配置が必要● サービス管理責任者…ホームヘルプ利用者についても、サビ管の配置基準の適用内（サビ管による個別支援計画の作成が必要）
サービス内容	居宅介護（「身体介護中心（排せつ・食事介助、移動・移乗介護等）」で、一時的に個別支援が必要な場合のみ

注）実際の利用には本市の支給決定が必要

(2) 通院等介助の利用

区分1以上の慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする利用者については、月2回を限度として、居宅介護における通院等介助や通院等乗降介助との供給が可能です。

- ・本市による支給決定が必要
- ・個別支援計画に通院等介助の位置づけが必要

【指定基準】

1. 指定の単位

- 個々の共同生活住居毎に指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内（＊）に所在する1以上の共同生活住居を1事業所として指定します。

（＊）主たる事業所から他の共同生活住居までが概ね30分以内で移動可能な範囲であって、指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいう。

- 事業所全体で、共同生活住居の入居定員の合計が4人以上であることが必要です。

2. 人員配置

（1）介護サービス包括型、外部サービス利用型

①指定基準上の人員配置：起床から就寝までの活動時間帯における配置→本体報酬で評価

- グループホームの世話人・生活支援員は、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として夜間時間帯を設定し、当該夜間時間帯以外のサービス提供に必要な員数を確保することが必要です。
- 夜勤職員や宿直職員の配置は、指定基準上、必ずしも必要ではありません。
- 複数の共同生活住居を持つ事業所についても、必要な員数（必要配置時間数）は事業所全体の利用者数に応じて算出するため、住居ごとの必要時間が定められているものではありません。

②夜間における配置：夜間時間帯（就寝から起床まで）→加算で評価

- 夜間における介護や緊急時の対応のため、指定基準に定められた世話人・生活支援員とは別に、夜間時間帯に夜勤職員や宿直職員を配置する場合や、防災・連絡体制を整備する場合は、報酬上、夜間支援等体制加算を算定することができます。ただし、算定にあたっては本市への届出が必要です。
なお、夜間に職員の配置を行わない場合も、夜間の緊急時等における対応方法を定め、利用者に十分説明しておく必要があります。

（2）日中サービス支援型

①指定基準上の人員配置：→本体報酬で評価

住居ごとに、1日を通じて1人以上の職員を配置する必要があります。

（夜間及び深夜の時間帯も住居ごとに夜間支援従事者の配置が必要です）

②指定短期入所の併設（併設型又は単独型）

グループホームに併設又は同一敷地内で、短期入所（空床型不可）を行わなければなりません。

短期入所の定員は、グループホームの定員合計が20人又はその端数を増すごとに1～5人です。

（3）その他

①複数の住居を持つ場合も、利用者の安定した日常生活の確保と支援の継続性という観点から、住居ごとに専任の世話人を定める等の配慮が求められます。

②利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じること、利用者に事故が発生した場合は、都道府県、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければなりません。

【指定基準関係】

区分	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
管理者	常勤1名		
サービス管理責任者	30:1（常勤でなくて可。ただし、常勤換算で0.5以上の配置が望ましい） ※世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。 ※ただし、入居定員が20人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。		
生活支援員	次の①～④の合算した数以上（それぞれ小数点第4位以下切上げ、合算後に小数点第2位以下切捨て） （常勤換算方法） ①区分3の利用者数を9で除した数 ②区分4の利用者数を6で除した数 ③区分5の利用者数を4で除した数 ④区分6の利用者数を2.5で除した数		配置しなくてよい （介護サービスが必要な利用者には、居宅介護事業者に委託して実施）
世話人	利用者数を6で除した数以上 （常勤換算） ※より手厚く配置した場合は高い報酬単価を算定可	利用者数を5で除した数以上 （常勤換算） ※より手厚く配置した場合は高い報酬単価を算定可	利用者数を6（平成26年4月1日において現存するGHについては、当分の間10）で除した数以上（常勤換算） ※より手厚く配置した場合は高い報酬単価を算定可
夜間支援従事者	指定基準上、配置の必要なし	夜間及び深夜の時間帯を通じて、共同生活住居ごとに夜勤職員を1人以上配置	指定基準上、配置の必要なし
定員(事業所)	4人以上（サテライト型住居の利用者を含む）		
定員(共同生活住居)	新規建物2～10人 既存建物2～20人（サテライト型住居の利用者を含まない） 日中サービス支援型は1つの建物に複数住居の設置可、合計定員20人以下		
定員(ユニット)	2以上10人以下		
立地条件	入所施設及び病院の敷地内には一定の基準を満たす必要がある		
居室面積	7.43㎡以上（4.5畳相当） ※収納設備を除く		
居室定員	1人		
設備	ユニット毎に複数の居室、居間、食堂、便所、浴室、洗面所、台所が必要。利用者の特性に応じて工夫されたものであること。		
従業者以外の介護	他の事業者に委託も可		受託居宅介護事業者に委託して実施

○従業者の兼務について

- ・ 管理者については、管理業務に支障がない場合は次のとおり兼務できます。
 - ① 同一事業所の他の職務と兼務する場合は、管理者1人としてカウントするとともに、兼務する職務の常勤換算に算定できます。
 - ② 他事業所の管理者と兼務する場合は、両方の事業所で管理者1人としてカウントできます。ただし、2以上の事業所の管理者を兼務し、さらに他の職務を兼務することは認められません。
- ・ 管理者以外の職務については、時間を分けて複数の職務に従事する形態の兼務の場合は、それぞれ従事する時間分を常勤換算に算定できます。

○利用者数について

- ・「利用者数」とは、実利用者数ではなく、前年度の平均実利用者数（新規指定の場合は推定数）
- ・計算方法は次のとおり。ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定

期 間	計算方法
新設等から6月未満	定員の90%
新設等から6月以上1年未満	直近6ヶ月の全利用者延べ数／開所日数
新設等から1年以上経過	直近1年間の全利用者延べ数／開所日数
前年度（4月1日から3月31日）実績あり	前年度の全利用者延べ数／開所日数

※ 小数点第2位以下切り上げ

◎サテライト型住居について ※日中サービス支援型にはサテライト型住居の設置はできません。

- ・ 入居定員 1名
- ・ 居室面積 7.43㎡以上（4.5畳相当）
- ・ 設 備 原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備。
- ・ 設置場所 本体住居から利用者が通常の交通手段で20分以内に移動可能な距離内。
- ・ 設 置 数 1つの本体住居に対して2ヶ所まで。本体住居入居定員が4人以下の場合は1ヶ所。
- ・ 支 援 定期的な巡回等により、日常生活上の援助を行う。

3. 利用者の安全確保

(1)防火対策

消防法令の一部改正により、障害の程度が重い方が利用するグループホーム（個々の共同生活住居で障害支援区分4以上の者が8割を超えると）に防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等が義務化されました。また、自動火災報知設備や火災通報装置（※1）、消火器、スプリンクラー設備の設置（※2）も義務づけられました。

※1 火災通報装置は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することが義務付けられています。

※2 スプリンクラー設備に変えて、小規模なGH等に対応可能なパッケージ型自動消火設備の整備も可。

事業を行う際は、事前に必ず地元の消防署に協議し、必要となる防火対策の具体的な内容等を確認、対策を講じてください。

(2)非常災害時の対応、防犯に係る安全対策

全ての事業者は、水害・土砂災害への対応も含む非常災害対策計画を策定し、避難場所、避難経路や避難方法、災害時の連絡先・通信手段、人員体制や指揮系統等の把握を行い、職員へ周知するとともに、定期的な避難訓練を行う必要があります。

また不審者情報があった場合の対応等についても、体制構築しなければなりません。

4. 入所施設・病院の敷地内設置に係る基準の運用について

入所施設、病院（以下「施設等」という）からの地域移行の促進及び入所施設等との連携の推進の観点から、敷地内設置に一定の緩和基準を設けています。

その基準については、地域において自立した日常生活を営む場であることが共同生活援助事業所（以下「GH」という）の趣旨であることを踏まえ、「**独立した建物であり、かつ住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される場合に限る**」こととなっています。

1 基準の考え方及び運用について

施設、病院の敷地内でGHの設置申請があった際は、通常審査に加え、以下の2条件についても審査が行われます。

(1) 建物の独立性

ア 施設、病院の敷地と新規でGHを設置しようとする敷地において、当該敷地間に道路（以下、建築基準法上の道路を指す）がない場合、次のア～エの全ての条件を満たす場合は、施設等の敷地内でGHの設置が認められます。

(ア) 堀、柵等（土地の構造上、堀や柵があるのと同等の状況と認められる場合を含む）によりGHと施設、病院等が区分されている。

※建物の独立性が保たれる形状であることが必要

(イ) 共同生活住居の門（入口）が、入所施設・病院と共用となっていない。

※表札等を備えるなど入口としての体裁を有するとともに、実際に入居者が日常的に利用できる場所に設置されていることが必要。

(ウ) 共同生活住居の敷地から道路（建築基準法第42条第1項又は第2項の道路）に直接出ることができる。

(エ) 共同生活住居の外観等が施設、病院と一連の建物とは見なされない。

イ 上記要件を審査するため、申請時に以下の書類を申請書類と併せて提出が必要です。

(ア) 敷地図面又は建物の配置状況等がわかる見取り図及び写真

(イ) 共同住居入口、接道がわかる図面及び写真

(ウ) 既存建物を共同住居として利用する場合は、これまでのその建物の利用状況

＊建物の平面図、写真については現在でも添付が必要

(2) 住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されていること

ア 次に示す着目点を例として、家族や地域住民との交流の機会が確保されているかどうかについて確認を行います。

【着目点の例】

- ・ 買い物や散歩、飲食など、周辺地域の人が行う日常的な外出を同様にできる。
- ・ 周辺地域の住民等が容易に訪問することができる。
- ・ 自治会活動など地域活動へ積極的に参加する意向がある。(祭、ごみステーション清掃、草刈などの近隣清掃 等)

イ 上記を確認するため、申請時に以下の書類を申請書類と併せて提出していただきます。

住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会を確保するための具体的な実施内容等を記載した書面。

5. その他留意事項

- ・ 開設にあたり、所在地の消防との協議や建築基準法に係る協議が必要となります。また、市街化調整区域では都市計画法上の開発協議が必要です。
- ・ 開設後において、地域住民との連携及び協力等を得ながら運営を行えるよう、事前に地域との関係構築に努めてください。(開設にあたり、事業所の概要等について自治会や自治会長等に対して説明し、要望があれば説明会等を実施することが望ましい)
- ・ 既に指定を受けた事業所の事業区域内に共同生活住居を新たに開設する場合は、住居追加から10日以内に変更届の提出が必要ですが、書類の受付に当たっては、事業所を新たに開設しようとする場合と同様に指定基準の遵守状況を確認しますので、新規指定と同様に上記の消防法等に係る協議等を行ったうえで、開設のおおよそ1ヶ月前までには事前に相談してください。
- ・ 入居者から徴収する家賃の総額は、事業者が住居所有者へ支払う賃借料(住居所有者へ支払うその他費用で合理的理由がある場合はその費用も含む)を超えないようにしてください。

重度障害者等包括支援

【重度障害者等包括支援の定義】（法第5条第9項）

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護・重度訪問介護・行動援護・生活介護・短期入所・共同生活援助・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を包括的に提供する。

1. 利用者像について

障害程度区分6（児童については区分6に相当する者とする。）で、意志の疎通に著しい困難を伴う等、厚生労働省令により定める一定の要件を満たす者。

2. 指定基準関係

（1）実施主体

重度障害者等包括支援以外に、何らかの指定障害福祉サービス（指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事業者を除く）又は指定事業者支援施設の指定を受けていること。

（2）人員基準

管理者（兼務可）、サービス提供責任者 1名以上は専任かつ常勤

【サービス提供責任者の資格要件】

- ① 相談支援専門員の資格を有していること（資格要件は41頁参照）
- ② 重度包括障害者等包括支援の利用の対象となる者に対する支援を行う事業所における実務経験が3年以上あること

※居宅介護のサービス提供責任者とは異なることに注意が必要です

（3）運営基準

- 利用者からの連絡に随時（24時間）対応できる体制を有していること。
- 自ら又は第3者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していること。
- 主たる対象者に関する専門医を有する医療機関と協力体制があること。
- 重度障害者等包括支援計画を週単位で作成すると共に、定期的にサービス担当者会議を開催すること。
- 主たる対象者（Ⅰ類型、Ⅱ類型、Ⅲ類型）と利用者数（対応可能な利用者の数の意味）を運営規程に定

めること。

□ 重度包括支援事業者及びその委託事業者は以下の要件を満たすこと。

ア 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援については最低基準を満たすこと。

イ 短期入所、共同生活援助については指定基準を満たすこと。

ウ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護については、ヘルパーの資格要件は設定しない。

ただし、同居家族による介護は不可。

3. その他

報酬は重度障害者等包括支援事業者に全て支払われ、他の事業者に委託してサービスを提供する場合は、重度障害者等包括支援事業者から他の事業者へ委託費を支払います。

なお、報酬は支給決定した単位数そのまま支払われることとなり、実際に使ったサービス量により増減することはありません。（包括払い方式）

相談支援

1. 相談支援の体系

指定一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）
○地域相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等） ・地域定着支援（24時間の相談支援体制等）
○基本相談支援（障害者・障害児等からの相談）
指定特定相談支援事業者（計画作成担当）
○計画相談支援 <ul style="list-style-type: none"> サービス利用支援、継続サービス利用支援
○基本相談支援（障害者・障害児等からの相談）
指定障害児相談支援事業者
○障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> 障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助

2. 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）について

（1）サービスの内容

サービス	地域移行支援	地域定着支援
内 容	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行う。	入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行う。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等に入所している障害者 ・精神科病院に入院している精神障害者（1年以上の入院者を原則に市町が必要と認める者） ・救護施設又は厚生施設に入所している障害者 ・刑事施設、少年院に収容されている障害者 ・更生保護施設に入所している障害者 等 	以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅において単身で生活する障害者 ・居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
期 間	6カ月以内 地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6カ月以内で更新可	1年以内 地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新可（その後の更新も同じ）

(2) 指定基準

【人員基準】

- ・管理者（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
 - ・専従の地域移行支援・地域定着支援従事者
（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可。1名以上は相談支援専門員）
- ※ 資格要件については44ページ参照

【設備基準】

- ・事業を行うために必要な広さの区画、支援の提供に必要な設備及び備品等

※地域移行支援・地域定着支援は支援の継続性確保の観点から、両方の指定を受けることが基本（ただし、他の事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合は、片方のみの指定可）

3. 計画相談支援・障害児相談支援について

(1) サービス内容

サービス	計画相談支援	障害児相談支援
内容	・支給決定前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成。 ・支給決定後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。 ・サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを実施（モニタリング） ・支給決定又は支給決定の変更に係る申請の推奨。	
対象	・障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者 ・障害福祉サービスを利用するすべての障害児	・障害児通所支援を利用するすべての障害児

(2) 事業者指定基準

【基本要件】「総合的に相談支援を行う者」

- ア) 3 障害対応可（他の事業所との連携により対応可能な場合を含む）
- イ) 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること
- ウ) 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

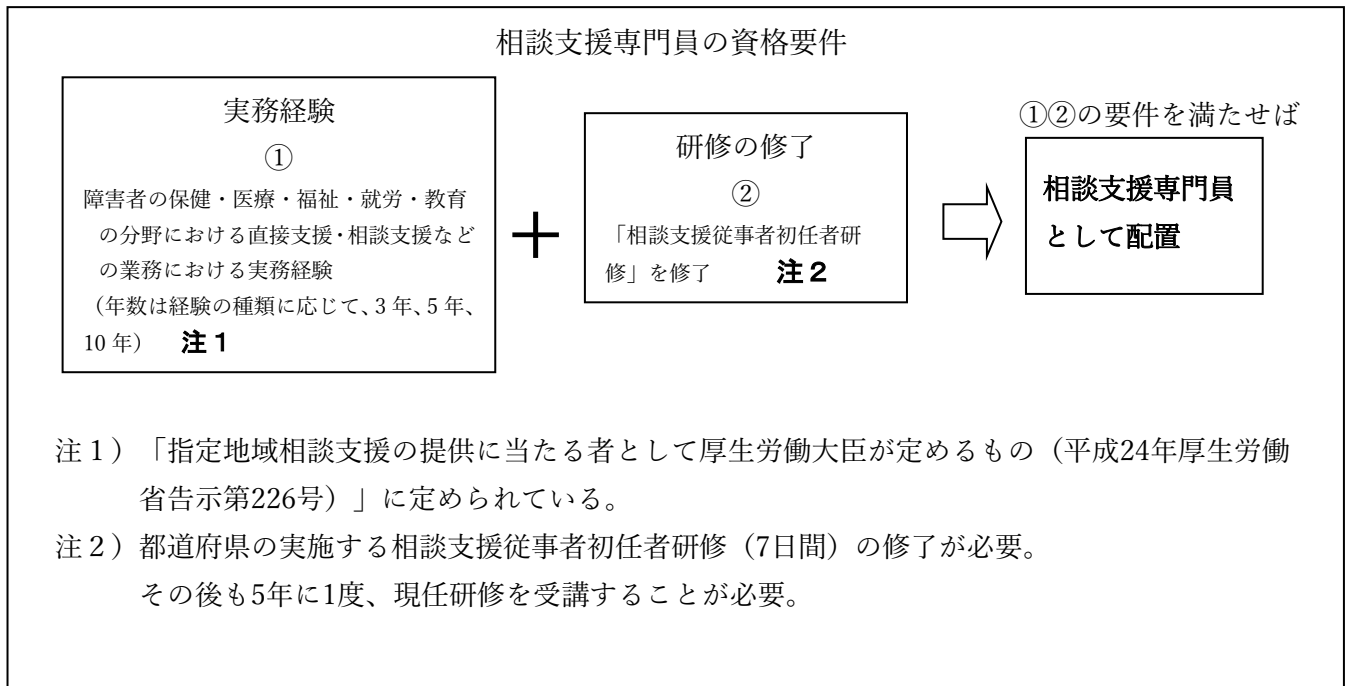
【人員基準】 管理者、相談支援専門員

- (注)・事業所ごとに専従の者を配置（地域相談支援との兼務可）
- ・業務に支障のない場合は、他の職務又は他の事業所・施設等の職務の兼務可
 - ・相談支援専門員の資格要件については44ページ参照

【設備基準】 事業を行うために必要な広さの区画、支援の提供に必要な設備及び備品等

※障害児については、障害福祉サービスと障害児通所支援のサービスについて一体的に判断することが望ましいことから、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の両方の指定を受けることを基本とする。

※相談支援専門員の要件



相談支援専門員の要件となる実務経験について

業務範囲	業務内容	年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	ア平成18年10月1日時点で下記の施設等において相談支援業務に従事しており、平成18年9月30日までに必要年数を満たしている者（告示1イ該当） ○障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 ○精神障害者地域生活支援センター	3年以上
	イ施設等において相談支援業務に従事する者（告示1ロ(1)～(3)該当） ○障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、その他これに準じる事業 ○児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所、その他これに準じる施設 ○障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、その他これに準じる施設	5年以上
	ウ病院若しくは診療所において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者（告示1ロ(4)該当） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※を有する者 (4) イに掲げる施設に従事した期間が1年以上	
	エ障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者（告示1ホ該当）	
	オ特別支援学校その他これに準じる機関において就学相談・教育相談・進路相談の業務に従事する者（告示1ヘ該当）	
	カ施設及び医療機関等において介護業務に従事する者（告示1ニ該当） ○障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、医療法に規定する療養病床、その他これに準じる施設 ○障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これに準じる事業 ○病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これに準じる施設	10年以上
有資格者等	キ上記カの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も含む）（告示1ハ該当） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 保育士（直接支援業務に該当しない保育所へ勤務した期間は、実務経験として日数換算できない） (4) 児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	上記イ～オと通算して5年以上
	ク上記①の相談支援業務又は上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※による業務に5年以上従事している者（告示1ト該当）	3年以上

相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労定着支援

就労継続支援（A型・B型）・障害者支援施設（施設入所支援）

1. サービスの種類

種類	サービスの概要
療養介護	病院などへの長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供する。
生活介護	地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に障害者支援施設などで入浴、排泄、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会などを提供する。
自立訓練 （機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害者に対して、障害者支援施設などで、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。
自立訓練 （生活訓練）	生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対して、障害者支援施設などで、入浴、排泄及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
就労移行支援	一般就労などを希望する障害者に対して、一定期間、実習や職場探しを通じ、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練などを行う。
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の企業等に新たに雇用された障害者に対して一定期間、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、企業等との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行う。
就労継続支援A型	一般就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に基づき必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
就労継続支援B型	一般就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情より引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても一般就労に至らなかった者等につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
施設入所支援 （障害者支援施設）	障害者支援施設に障害者を入所させ、主に夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事及び生活等に関する相談もしくは助言その他の身体機能もしくは生活能力の向上のために必要な支援を行う。

2. 共通的基本事項

(1) 人員配置基準

管理者(施設長)	資格要件	療養介護	医師
		就労継続支援	次のいずれかを満たす者 ① 社会福祉主事資格要件に該当する者(同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等) ② 社会福祉事業(社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業)に2年以上従事した経験のある者 ③ 企業を経営した経験を有する者(企業とは法人格を有するものであり実績等を客観的に証明できるものをいう(個人経営などは原則不可)。) ④ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者
	生活介護 自立訓練 就労移行支援 施設入所支援	上記①、②、④のいずれかを満たす者	
	責務	① 事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ② 事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。	
<p>・専ら当該事業所の職務に従事するものであること。</p> <p>ただし、利用者の支援に支障がない場合は、</p> <p>①当該事業所の他の職務 ②他の事業所の職務 のいずれかとの兼務は可。</p>			
サービス管理責任者	配置数	<input type="checkbox"/> 利用者が60人以下…1人以上 <input type="checkbox"/> 利用者が61人以上…利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 <input type="checkbox"/> 常勤1人以上	
	資格要件	次のいずれも満たす者(詳細は、59～62頁を参照) ① 障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3～8年 ② 相談支援従事者初任者研修(講義部分)受講及びサービス管理責任者研修修了	

業務	<p>① 個別支援計画の作成に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。 ・ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を聴取。 ・ 個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること。 ・ 作成した個別支援計画を利用者に交付。 ・ 療養介護計画の実施状況を把握し、6箇月に1回以上見直しを実施。 <p>② 利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用状況等を把握。</p> <p>③ 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施。</p> <p>④ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
管理責任者	<p>専ら当該事業所の職務に従事するものであること。</p> <p>ただし、利用者の支援に支障がない場合は、①管理者、②人員配置基準を超える人数を配置しているサービス提供職員 のいずれかとの兼務は可。</p>
供職員	<p>サービス提供職員は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。</p> <p>ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>

(2) 設備基準

- 構造は、利用者の特性に応じて工夫されていて、かつ、日照、採光、換気等、利用者の保護衛生及び防災に配慮されていること。
- 事務室など、直接サービス提供にかかわらない設備等については、必置規制を課さない。
- 居室の床面積など、面積や規模を定める規制については、サービスの質を維持するために必要最小限のものとする。
- 設備は、専ら当該事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

(3) 規模

ア 最低定員の原則 社会福祉法に定める20人

イ 最低定員の例外

(ア) 就労継続支援A型 10人

(イ) 施設入所支援 30人

※ ただし、他の入所を目的とする社会福祉施設等と併設される場合は10人

(ウ) 一部事業については、離島地域等において、利用者数を確保することが困難と市長が認める場合は、10人

(エ) 小規模作業所等が指定障害福祉サービス事業所へ転換した場合

「将来的にも利用者の確保の見込がないものとして知事が認める地域（⇒県下全域）に」に存在する小規模通所授産施設、小規模作業所又は地域活動支援センターであって、平成24年3

月31日までの間に障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型及び多機能型事業所）へ転換した場合は10人以上

※ 単一の事業を実施する場合10以上となるが、複数の事業を組み合わせると多機能型で行う場合、事業ごとの最低定員の制限を受けることに留意

（例）生活介護（最低定員6人）と就労継続支援B型（最低定員10人）を多機能型で実施する場合、合計16人以上の定員とする必要がある

3. 障害福祉サービス事業ごとの個別基準

(1) 療養介護

人員基準	従業者	<p>① 医師 健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上</p> <p>② 看護職員（看護師、准看護師、看護補助者） 常勤換算で利用者の数を2で除した数以上（単位ごと）</p> <p>③ 生活支援員 ・ 常勤換算で利用者の数を4で除した数以上（単位ごと） 〔ただし、看護職員が②以上に配置されている場合は、看護職員の数から②を控除した数の看護職員を生活支援員に含めることができる。〕 ・ 1人以上は常勤であること（単位ごと） ・ 生活支援員は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>④ サービス管理責任者 ・ 利用者の数が60以下：1人以上 ・ 利用者の数が61以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※ 1人以上は常勤</p>
	管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準	<input type="checkbox"/> 医療法に規定する病院に置くべきものとされる設備 <input type="checkbox"/> 多目的室その他の運営上必要な設備	
最低定員	20人	

(2) 生活介護

人員基準	従業者	<p>① 医師 利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導に必要な数 { ただし、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、配置しないことができることとする。 }</p> <p>② 看護職員（保健師、看護師、准看護師） 1人以上（単位ごと）</p> <p>③ 理学療法士又は作業療法士 日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、必要数（単位ごと） ※理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合、これらに代えて、機能訓練指導員として看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は言語療法士を置くことができる。</p> <p>④ 生活支援員 1人以上（単位ごと） 1人以上は常勤</p> <p>◆ サービス提供職員の総数（単位ごと ②～④の配置総数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均障害程度区分4未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上 ・ 平均障害程度区分4以上5未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を5で除した数以上 ・ 平均障害程度区分5以上の場合 常勤換算方法により、利用者の数を3で除した数以上 <p>⑤ サービス管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数が60人以下…1人以上 ・ 利用者の数が61人以上…1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 <p>※ 1人以上は常勤</p>
	管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準	<p>① 訓練・作業室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保（1人当たり3.3㎡以上を目安とする） ・ 訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること <p>② 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</p> <p>③ 洗面所 利用者の特性に応じたもの</p> <p>④ 便所 利用者の特性に応じたもの</p> <p>⑤ 多目的室その他運営上必要な設備</p> <p>※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。</p>	
最低定員	20人	

(3) 自立訓練（機能訓練）

人員基準	従業者	<p>① 看護職員（保健師、看護師、准看護師） 1人以上（1人以上は常勤）</p> <p>② 理学療法士又は作業療法士 1人以上</p> <p>③ 生活支援員 1人以上（1人以上は常勤）</p> <p>◆ サービス提供職員の総数（①～③の配置総数） 常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上</p> <p>◆ 訪問による自立訓練 利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、①～③に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上配置</p> <p>④ サービス管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数が60人以下：1人以上 ・ 利用者の数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 <p>※ 1人以上は常勤</p>
	管理者	<p>原則として専ら管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)</p>
設備基準	<p>① 訓練・作業室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保（1人当たり3.3㎡以上を目安とする） ・ 訓練、生産活動等に必要となる器具備品を備えること <p>② 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</p> <p>③ 洗面所 利用者の特性に応じたもの</p> <p>④ 便所 利用者の特性に応じたもの</p> <p>⑤ 多目的室その他運営上必要な設備</p> <p>※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。</p>	
最低定員	20人	

(4) 自立訓練（生活訓練）

人員基準	従業者	<p>① 生活支援員</p> <p><通常型>常勤換算方法により、宿泊型を除く利用者数を6で除した数以上</p> <p><宿泊型>常勤換算方法により、宿泊型の利用者数を10で除した数以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤1人以上 <p>② 地域移行支援員</p> <p><宿泊型> 1人以上</p> <p>◆ 健康上の管理などの必要のある者がいるため、看護職員を配置する場合は、生活支援員及び看護職員の総数を常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上</p> <p>◆ 訪問による自立訓練</p> <p>利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、上記の員数に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1以上配置</p> <p>③ サービス管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数が60人以下：1人以上 ・ 利用者の数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 <p>※ 1人以上は常勤</p>
	管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準	<p>① 訓練・作業室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保(1人当たり3.3㎡以上を目安とする) ・ 訓練、生産活動等に必要となる器具備品を備えること <p>② 相談室…室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</p> <p>③ 洗面所、便所…利用者の特性に応じたもの</p> <p>④ 多目的室その他運営上必要な設備</p> <p><宿泊型></p> <p>⑤ 居室</p> <p>定員1人、居室面積7.43㎡(収納設備等を除く)</p> <p>⑥ 浴室</p> <p>利用者の特性に応じたもの</p> <p>※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。</p>	
最低定員	20人	
経過措置	精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホーム、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通勤寮が宿泊型自立訓練に移行した場合は、「居室の定員」「居室の面積」に関して経過措置がある。	

(5-①) 就労移行支援 (一般型)

人員基準	従業者	<p>① 職業指導員 1人以上</p> <p>② 生活支援員 1人以上</p> <p>◆ 職業指導員及び生活支援員の総数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上 ・ 職業指導員、生活支援員のいずれか、1人以上は常勤専従 <p>③ 就労支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤換算方法により、利用者の数を15で除した数以上 ・ 常勤専従1人以上 <p>④ サービス管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数が60人以下：1人以上 ・ 利用者の数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 <p>※ 1人以上は常勤</p>
	管理者	<p>原則として専ら管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)</p>
設備基準	<p>① 訓練・作業室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保 (1人当たり3.3㎡以上を目安とする) ・ 訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること <p>② 相談室</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</p> <p>③ 洗面所</p> <p>利用者の特性に応じたもの</p> <p>④ 便所</p> <p>利用者の特性に応じたもの</p> <p>⑤ 多目的室その他運営上必要な設備</p> <p>※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。</p>	
最低定員	20人	

(5-②) 就労移行支援 (資格取得型)

人員基準	従業者	<p>① 職業指導員 1人以上</p> <p>② 生活支援員 1人以上</p> <p>◆ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上</p> <p>③ サービス管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数が60人以下：1人以上 ・ 利用者の数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 <p>※ 1人以上は常勤</p>
	管理者	<p>原則として専ら管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)</p>
設備基準	<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備</p>	
最低定員	<p>20人</p>	

(6) 就労定着支援

人員基準	従業者	<input type="checkbox"/> 就労定着支援員 1人以上 常勤換算方法により、利用者数を40で除した数以上
	管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準		<p>事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</p> <p>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p> <p>①事務室 専用が望ましいが、明確に区分される場合は他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</p> <p>なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定就労定着支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>②受付等スペース 利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。</p> <p>③設備及び備品等 他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定就労定着支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができるものとする。</p>

(7) 就労継続支援

人員基準	従業者	<p>① 職業指導員 1人以上</p> <p>② 生活支援員 1人以上</p> <p>◆ 職業指導員及び生活支援員の総数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上 ・ 職業指導員、生活支援員のいずれか、1人以上は常勤専従 <p>③ サービス管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数が60人以下：1人以上 ・ 利用者の数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 <p>※ 1人以上は常勤</p>
	管理者	<p>原則として専ら管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)</p>
設備基準	<p>① 訓練・作業室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保(1人当たり3.3㎡以上を目安とする) ・ 訓練、生産活動等に必要となる器具備品を備えること <p>② 相談室</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</p> <p>③ 洗面所</p> <p>利用者の特性に応じたもの</p> <p>④ 便所</p> <p>利用者の特性に応じたもの</p> <p>⑤ 多目的室その他運営上必要な設備</p> <p>※ 訓練・作業室は、サービスの提供に支障がない場合、設けないことができる。 ※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。</p>	
最低定員	<p>(A型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用契約締結利用者10人以上 ・ 雇用契約未締結利用者は、利用定員の1/2以内かつ9人以内 <p>(B型)</p> <p>20人</p>	

(8) 障害者支援施設（施設入所支援）

<p>人員基準</p>	<p>サービス提供職員</p>	<p>□ 施設入所支援（夜勤職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が60人以下 1人以上 ・ 利用者が61人以上 利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 <p>□ 昼間実施サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれのサービスの基準による。 ・ 複数の日中活動サービスを行う場合の人員配置は多機能型と同様の取扱い。
<p>設備基準</p>		<p>※ 原則として、耐火又は準耐火建築物であること</p> <p>① 居室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定員4人以下 ・ 地階への設置は不可 ・ 面積9.9㎡以上（収納設備等を除く） ・ 寝台又はこれに代わる設備設置 ・ 1以上の出入口は避難上有効な空地、廊下、広間に直接面して設けること ・ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管できる設備設置 ・ ブザー又はこれに代わる設備設置 <p>② 食堂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供に支障がない広さ ・ 必要な備品設置 <p>③ 浴室</p> <p>利用者の特性に応じたもの</p> <p>④ 洗面所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居室のある階ごとに設置 ・ 利用者の特性に応じたもの <p>⑤ 便所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居室のある階ごとに設置 ・ 利用者の特性に応じたもの <p>⑥ 相談室</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等設置</p> <p>⑦廊下幅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 片廊下1.5メートル以上、中廊下1.8メートル以上 ・ 廊下の一部を拡張することにより利用者、従業員等の円滑な往来に支障がないようにすること <p>⑧多目的室その他の運営上必要な設備</p>

最低定員	<input type="checkbox"/> 施設入所支援 30名以上 （入所を目的とする他の社会福祉施設に併設する場合は10名以上） <input type="checkbox"/> 昼間実施サービス 20名以上 （過疎、離島地域等において、利用者数を確保することが困難な場合は、都道府県の判断により10名以上でも可能） <input type="checkbox"/> 複数の昼間実施サービスを行う場合 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）または就労移行支援は6名、就労継続支援は10名以上かつ各サービス利用定員合計が20名以上
------	---

VIII. サービス共通の留意点

1. 主たる対象者の特定について

事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることが基本ですが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、対象とする障害の種類（主たる対象者）を特定して事業を実施することも可能です。

【主たる対象者特定の方法】

- 運営規程において規定する。
- 指定申請の際には、「主たる対象者（障害の種類）」と「主たる対象者を特定する理由」を記載した「指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」（参考様式 10）を添付する。
- 理由は、主たる対象者を特定することがやむを得ないと認められるもの（対象としない障害種別についてサービス提供ができない理由）である必要がある。

なお、主たる対象者からサービスの利用申込みがあったときは正当な理由がなければサービス提供を拒否できません（応諾義務がある）が、主たる対象者以外の者からサービス利用の申込みがあった場合に、事業者は、利用申込者に主たる対象者を定めている理由を説明した上で、サービス提供を行うことが可能又は適当と認められるときには、サービス提供を行うことは差し支えありません。

2. 定款の事業名の記載について

以下の記載例は法律に規定された事業名に従って記載する場合の例です。

必ずしもこの文言に限定するものではありません。

□ 定款の事業名の記載例

指定を受ける事業	記載例
障害福祉サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <u>障害福祉サービス事業</u>
一般相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <u>一般相談支援事業</u>
特定相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <u>特定相談支援事業</u>

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「障害者総合支援法」といった法律名は、必ずしも入れる必要はありません。
- 複数の障害福祉サービス事業を実施する場合も、「障害福祉サービス事業」という総称を記載することで足るものとし、「居宅介護事業、重度訪問介護事業・・・」というように個別の事業名で規定する必要はありません。

3. 契約について

(1) 契約者について

- ◆ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用制度は、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みですので、原則として利用者本人と事業者の間でサービスの利用にかかる契約を締結する必要があります。
- ◆ 何らかの支援があれば、本人の意思を確認できる単身の知的障害者については、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を活用すること等により、本人の意思により本人が契約できるよう配慮してください。

(2) 契約にあたって事業者が行うべき事項について

【重要事項の説明】

サービスの利用申込みに際して、事業者・施設の目的、運営方針、事業者・施設の概要及び職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、書面を交付して懇切丁寧に説明し、当該事業所からサービスの提供を受けることに利用者の同意を得なければなりません。

【契約の締結】

利用者と事業者・施設の間でサービス利用に係る契約を締結する必要があります。当該契約は原則として書面で行う必要があります。

なお社会福祉法第77条の規定により、社会福祉事業（障害者支援施設は第一種社会福祉事業、障害福祉サービス事業は第二種社会福祉事業の位置づけ）の経営者は福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければなりません。

- ① 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- ③ 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ 福祉サービスの提供開始年月日
- ⑤ 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

※但し、書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、利用者の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供することができる、とされています。

【その他】

重要事項の説明や契約の締結以外に、事業者・施設が行わなければならない事項として、利用者の受給資格の確認、契約支給量の市町への報告（※）、サービス提供の記録、利用者負担額の受領及び領収証の交付、代理受領による介護給付費等が支払われた際の利用者への通知、個別支援計画の作成等があります。

※新規に契約したとき、契約を終了したとき、契約量を変更したときは、遅滞なく市町に報告する必要があります。

4. 人員配置基準に必要な項目の算出方法について

(1) 利用者数

前年度の平均実利用者数（新規指定の場合は推定数）〔指定基準〕

【算出方法】（指定解釈基準より）

直近1年間の全利用者延べ数／開所日数

前年度実績6箇月未満（実績なし含む）	定員の90%
前年度実績6箇月以上1年未満	直近6箇月の全利用者延べ数／開所日数

※小数点第2位以下切り上げ

(2) 平均障害程度区分

【算出方法】（平成18年厚生労働省告示第542号より）

$$\left(\text{区分2利用者数} \times 2 \right) + \left(\text{区分3利用者数} \times 3 \right) + \left(\text{区分4利用者数} \times 4 \right) + \left(\text{区分5利用者数} \times 5 \right) + \left(\text{区分6利用者数} \times 6 \right) \div \text{総利用者数}$$

※小数点第2位以下四捨五入

※前年度実績1年未満（実績なし含む）の場合は、合理的推理方法による。

5. 介護給付費又は訓練等給付費の請求について

(1) 請求先について

介護給付費又は訓練等給付費の請求は、本市から支払事務の委託を受けた兵庫県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に対し、インターネットによって請求を行う方式により行います。したがって、指定障害福祉サービス事業者は、インターネット請求ができる環境(*)を整えるとともに、国保連に対して、必要な手続を行う必要があります。

インターネット請求に必要なパソコンの仕様（OS等）、ソフトウェア、通信環境、その他周辺機器等については、最新の情報を国保連に確認してください。

(2) 国保連への各種手続の実施

本市から事業所指定を受けた後、国保連から、インターネット請求において必要な「テストID」、「仮パスワード」を記載した通知や「簡易入力ソフト（請求データの作成及び送信を行うソフトウェア）」及びこれらの「操作マニュアル」が郵送で届きますので、これらを使って、国保連に対し、以下の手続を行って下さい。

(3) 請求・支払時期

介護給付費又は訓練等給付費の請求は、サービスを提供した月の翌月の10日までに、インターネットにより行って下さい。給付費の支払いは、原則としてサービスを提供した月の翌々月の15日（その日が土曜日の場合は前日、日曜日・祝日の場合は翌平日）となります。

(4) お問い合わせ

インターネット請求にかかる準備作業や各種手続、簡易入力システムへの入力方法などのご質問は、国保連にお問い合わせ下さい。

兵庫県国民健康保険団体連合会

■TEL 078(332)9406

■FAX 078(332)9520

■受付時間 平日8:45~17:30

6. サービス管理責任者について

下表のサービス種類の事業者は、個別支援計画の策定やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員に対する技術指導及び助言等を行うサービス管理責任者の配置が必要です。

(1) サービス管理責任者の配置が必要なサービス種類

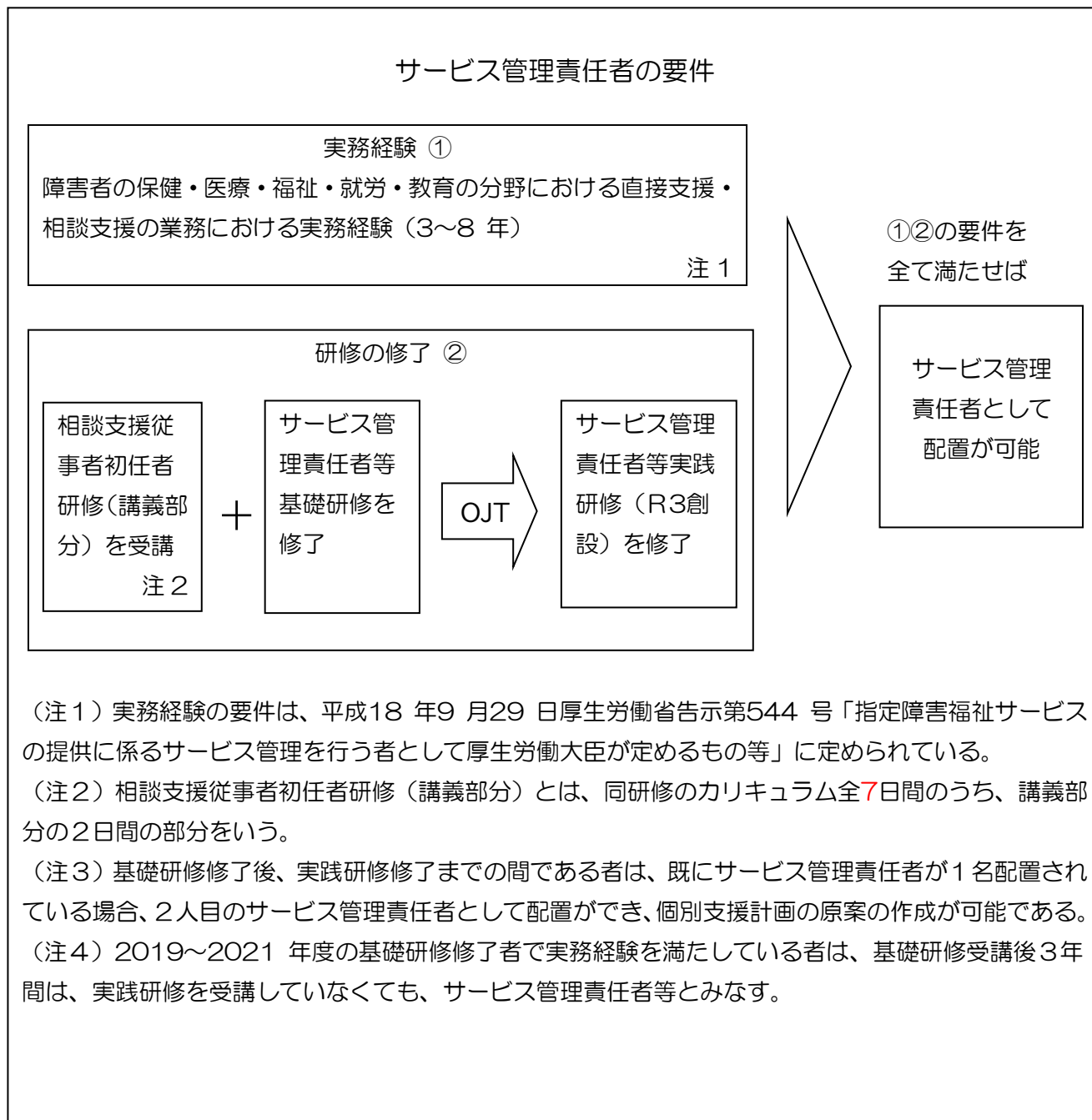
サービス種類	必要員数（1事業所あたり）
療養介護	●利用者数が60人以下：1以上 ●利用者数が61人以上：利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 1人以上は常勤
生活介護	
自立訓練（機能訓練）	
就労移行支援	
就労継続支援	
自立訓練（生活訓練）	●利用者数が30人以下：1以上 ●利用者数が31人以上：利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 常勤要件なし
共同生活援助 自立生活援助	

※施設入所支援にかかるものは、介護分野に含む

(注) 表に記載のないサービス種類の事業所（居宅介護・重度訪問介護・行動援護、重度障害者包括支援、短期入所、相談支援）は、サービス管理責任者を配置する必要はありません。

(2) サービス管理責任者の要件について

障害者の支援に関する実務経験（内容によって3年～8年）があり、かつ「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を修了することが要件となっている。詳細は以下のとおり。



実務経験一覧表（サービス管理責任者）

区分	業務内容	年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	5年以上
	ア 施設等において相談支援業務に従事する者 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	
	イ 保険医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等（区分④の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	
	ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
	エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
	オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	8年以上
	カ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床 ○ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	
	キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者	
	ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所		
③ 有資格者等	上記イ〜オと通算して5年以上	
コ 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得前も含む） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者（介護福祉士等）） (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者		
④ 国家資格	サ 次のA及びBのいずれにも該当する者 A：区分①から③の実務経験を通算して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して3年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	

相談支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。

サービス管理責任者の実務経験に関するQ&A

質 問	回 答
小規模作業所の職員は、実務経験に含まれるのか。	市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。この場合の実務経験は「直接支援」となる。
社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が5年以上となっているが、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいのか。	そのとおり。 社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。
国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算3年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。
実務経験の対象となる機関、施設として、老人福祉施設や児童相談所、市町村役場等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。	掲げられている機関や施設において、次の業務に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。 (相談支援業務) 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務 (直接支援業務) 身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務
指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。	現に勤務する施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明する。過去に別の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認することとなる(ただし、現に勤務する施設等の長による証明のみで、実務経験を満たすことが明確である場合は、この限りでない)。 なお、過去に勤務した施設等が現存しない場合、出勤簿等別の記録により業務内容や勤務日数が本市において確認できればよい。 また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。
質 問	回 答
実務経験について、サービス管理責任者として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はないということではよいのか。	そのとおり。 研修受講時に必ずしも実務経験の年数を満たしている必要はないが、応募多数により選考を行う場合は、サービス管理責任者として配置される時期及び実務経験年数を考慮して判断される場合がある。

障害福祉サービス事業所に経理事務員として8年以上勤務した場合、実務経験として認められるか。	認められない。
高齢者居宅介護支援事業所でケアマネジャー（介護支援専門員）として5年以上従事した場合は対象となるか。	老人福祉施設に準ずる施設における相談支援業務として、5年以上の実務経験があれば対象となる。
幼稚園、保育所、学校等で8年以上従事し、児童の中に障害児もいた場合、実務経験として認められるか。	認められない。 児童の中に障害児がいたという場合は、障害者の支援業務の対象外。特別支援学級は対象となる。
従事した日数が1年に180日以上とあるが、ホームヘルパーとして半日の業務の場合は、1日とカウントできるか。	カウントできる。

(3) 県実施の研修事業

研修の実施期間等は、県のホームページ及び福祉のまちづくり研修所のホームページを確認してください。

7. 整備法等の施行（障害児支援の充実等）に伴う法令の適用関係等

(1) サービスの根拠法令

	障害者	障害児
居宅サービス	障害者総合支援法	障害者総合支援法
通所サービス	障害者総合支援法	児童福祉法
入所サービス	障害者総合支援法	児童福祉法
サービス等利用計画の作成	障害者総合支援法	居宅サービス…障害者総合支援法 「特定相談支援事業」 通所サービス…児童福祉法 「障害児相談支援事業」

8. 指定障害福祉サービス事業者等に関する主な法令・通知

〔基本法令〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）

〔人員・設備・運営に関する指定基準・最低基準〕

○明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年4月1日）
○明石市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年4月1日）
○明石市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年4月1日）
○明石市指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年4月1日）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）
○明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
○明石市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
○明石市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
○明石市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について （平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、平成19年4月2日障発第0402002号一部改正、平成20年3月31日障発第0331019号一部改正、平成21年3月31日障発第0331032号一部改正、平成21年10月7日障発1007第3号一部改正、平成22年6月1日障発0601第4号一部改正、平成23年9月28日障発0928第1号一部改正、平成24年3月30日障発0330第5号一部改正、平成25年3月29日障発0329第16号一部改正、平成25年9月30日障発0930第1号一部改正、平成26年3月31日障発0331第51号一部改正、平成26年10月1日障発1001第1号一部改正、平成26年12月26日障発1226第4号一部改正、平成27年2月20日障発0220第7号、平成27年3月31日障発0331第21号一部改正、平成28年3月30日障発0330第11号一部改正、平成29年3月30日障発0330第8号一部改正、平成30年3月30日障発0330第4号一部改正、令和3年3月30日障発0330第3号）
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について （平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、平成20年3月31日障発第0331020号一部改正、平成21年3月31日障発第0331033号一部改正、平成23年9月28日障発0928第1号一部改正、平成24年3月30日障発0330第5号一部改正、平成25年3月29日障発0329第13号一部改正、平成26年3月31日障発0331第26号一部改正、平成27年3月31日障発0331第21号一部改正、平成30年3月30日障発0330第4号一部改正、令和3年3月30日障発0330第3号）

〔介護給付費・訓練等給付費等の請求に関する基準〕

○介護給付費等の請求に関する省令（平成18年9月29日厚生労働省令170号）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令告示第523号）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第126号）
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について （平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、平成19年4月2日障発第0402003号一部改正、平成20年3月31日障発第0331021号一部改正、平成21年3月31日障発第0331041号一部改正、平成21年10月7日障発1007第3号一部改正、平成23年9月28日障発0928第1号一部改正、平成24年3月30日障発0330第5号一部改正、平成25年3月29日障発0329第16号一部改正、平成26年3月31日障発0331第51号一部改正、平成26年10月1日障発1001第1号一部改正、平成27年3月31日障発0331第21号一部改正、平成28年3月30日障発0330第11号一部改正、平成29年3月30日障発0330第8号一部改正、平成30年3月30日障発0330第4号一部改正、平成31年3月27日障発0330第30号一部改正、令和3年3月30日障発0330第3号）

運営規程の作成に際しての留意事項

明石市独自基準及び「明石市暴力団排除条例」の制定により、運営規程に記載することが望ましい内容は以下のとおりですので、ご留意ください。

記載することが望ましい内容

- ① 人格尊重、秘密の保持に関する事項
- ② 暴力団等の影響の排除
- ③ 運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表
- ④ 研修による計画的な人材育成
- ⑤ 事故発生の防止及び発生時の対応
- ⑥ 身体拘束の禁止と虐待防止に関する研修の実施
- ⑦ 非常災害への備え

明石市独自基準に関する規定における運営規程への記載例

(人格の尊重)

第〇〇条 事業者は、当該事業を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供するものとする。

(秘密の保持)

第〇〇条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者又はその家族の同意を得るものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第〇〇条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第〇〇条 事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めるものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第〇〇条 事業者は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第〇〇条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備するものとする。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

2 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

3 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束の禁止と虐待防止に関する研修の実施)

第〇〇条 事業者は、すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管するものとする。

(非常災害への備え)

第〇〇条 事業者は、非常災害に備えて、利用者に必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。

障害福祉サービス事業等の明石市独自基準

明石市では国の定めた基準の他、明石市独自の基準を設けていますのでお知らせします。(平成 30 年 4 月)

全サービス共通

1. 原則

利用者の意思及び人格を尊重して常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスを提供しなければならない。

2. 諸記録の保存

諸記録を整備した日から 5 年間保存しなければならない

3. 暴力団の排除

事業者・設置者、管理者が暴力団員等であってはならない。
運営について、暴力団等の支配を受けてはならない

4. 自己評価

運営の内容について、自ら評価を行いその評価結果を公表するよう努めなければならない。

5. 従業員の育成

事業者は従業員の計画的な育成に努めなければならない。

6. 虐待行為の禁止

利用者に対し、虐待行為をしてはならない。

7. 事故の発生・再発防止の措置

事故の発生・再発防止の措置を講じなければならない。

8. 身体拘束等の禁止・虐待防止に係る研修の実施

身体拘束等の禁止や虐待防止を中心とした研修を全職員に対し、1 年に 1 回以上実施しなければならない。

9. 非常災害への備え

事業者は、非常災害に備えて、利用者に必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

その他

☆ 共同生活援助

入所施設や病院と同敷地内であっても、独立した建物で家族や地域住民との交流の機会が確保される場合は共同生活住居とすることができる。

☆ 障害者支援施設

便所にブザー又はこれに代わる設備を設けなければならない。